

## 新たな五木村地方創生総合戦略の策定について

### 1 以前の総合戦略

名 称：五木村まち・ひと・しごと創生総合戦略2020

根 拠 法：まち・ひと・しごと創生法（第10条）

策定時期：令和2年3月（令和4年4月改訂）

対象期間：令和2年度から令和6年度（1年延長し令和7年度）まで

### 2 新たな総合戦略の策定について

○本村の総合戦略については、国、県の新たな総合戦略を踏まえた新たな五木村総合戦略を策定するものとする。

策定主体	策定時期	名称	計画期間
国	令和4年12月 (令和5年12月改訂)	デジタル田園都市国家 構想総合戦略	令和5年度から 令和9年度まで
熊本県	令和6年12月	くまもと新時代共創 総合戦略	令和6年度から 令和9年度まで

名 称：五木村地方創生総合戦略

根 拠 法：まち・ひと・しごと創生法（第10条）

策定時期：令和8年3月

対象期間：令和8年度から令和12年度まで（5年間）

### 3 数値目標及び重要業績評価指数（KPI）の取り扱い

○数値目標及び重要業績評価指数（KPI）については、達成状況及び指標の内容を村として新たに設定する。